

当組合における取消事例

(1) 取消日

- ・ 被扶養者資格の要件を失う事実が発生した場合は、当該事実の発生した日を取消日とします。また、虚偽の申告（申告漏れ含む）によって認定された場合は、認定日に遡及して取消とします。

(2) 給与収入等の超過による取消

- ・ 雇用契約により月収が決まっており、日額・稼働日数から算定し、恒常的収入が月収 108,334 円以上であると見込まれる場合は、雇用（採用）日を取消日とします。
- ・ 月の途中からパート等を開始しその月の収入が 108,334 円未満でも、日額に換算すると 3,612 円以上となり、翌月以降の恒常的収入が月額 108,334 円以上であると見込まれる場合もパート等の開始日を取消日とします。
- ・ 障害年金受給者又は 60 歳以上の者の場合は年金との合算額で月収 150,000 円未満、日額 5,000 円未満とします。
- ・ パート・アルバイト等で月収が一定でない場合は、月収 108,334 円以上の月から 3 ヶ月の平均額を算定し、平均額が 108,334 円以上となった当該 3 ヶ月の初日を取消日とします。
- ・ 19 歳以上 23 歳未満の場合も同様の取扱いとなります(基準額：月額 125,000 円、日額 4,167 円未満)。 ※1

<例 1>アルバイト当初から月額超過の場合

○2 月 5 日からアルバイト開始

取消日：2 月 5 日

2/5	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月
110,000 円	130,000 円	130,000 円	130,000 円	130,000 円	130,000 円

月々の収入が 108,334 円以上

※ アルバイト開始日が不明な場合の取消日は 2 月 1 日

〈例 2〉アルバイトの日額超過の場合

○3月26日からアルバイト開始

取消日：3月26日

	3/26	4月	5月	6月	7月	8月
	90,000円	130,000円	130,000円	130,000円	130,000円	130,000円

※ 3月26日～3月31日間の平均日額 (90,000円÷6日=15,000円) が3,612円以上であり、4月以降月収が108,334円以上のため3月26日に遡及し取消

〈例 3〉月々の収入が変動する場合

○2月1日からアルバイト開始

	2月	3月	4月	5月	6月	7月以降
	90,000円	110,000円	50,000円	110,000円	140,000円	160,000円

└─→ 3月、5月、6月以降の3ヶ月毎の平均額を算定。

3・4・5月の平均 90,000円 → 基準額以内のため取り消さない

5・6・7月の平均 136,667円 → 取消日 5月1日

- ・ 年収が認定基準額以上で遡及取消の際、月々の収入が不明な場合はその年の1月1日を取消日とします。

(3) 事業収入等がある方の取扱いについて

- ・ 個人事業主の認定審査においては、過去の収入実績及び現在の収入を確定申告及び収支内訳書で確認し、今後の経営状況を報告いただいた上で、継続的に認定要件を満たす状況であるかを総合的に判断いたします。収入は、総収入額から扶養認定において必要と認められた経費のみを控除した額とし、前年の収入が認定基準額を超過している場合や、収入の減少が一時的なものであると考えられる場合には認定できません。

また、収入超過により認定取消となった者について、再認定を申請する場合も同様の取扱いとし、基準内の収入であることを示す確定申告書等を提出できない場合は、認定できません。

※ 控除ができる経費は、所得税法上の控除科目と異なります。(別表3参照)

※ 詳しい取扱いについて(別表4参照)

- ・ 被扶養者として認定された後も毎年、実態調査にて確定申告書類の写しの提出が必要となります。なお、確定申告の必要がない場合は、必ず居住する市町村へ収入額の申告をすることとし、申告時に提出した収入額確認書類を提出してください。
- ・ 収入確認書類が提出できない年については取消となることがあります。
- ・ 事業収入については、原則1月1日から12月31日の収入額で判断します。そのため収入超過となった場合については、超過した年の1月1日が認定取消日となります。

(4) 株式売買、外貨取引、先物取引等による収入がある場合の取扱いについて ※2

① 株式売買等の取扱いについては以下のとおりです。

- ・ 譲渡の対価の額から取得に要した費用を控除したものを収入とみなします。ただし、手数料等は控除しません。譲渡の対価の額から取得に要した費用を控除した金額がマイナスになる場合は、収入額 0 円とみなします。
- ・ 損益通算は見込まず、各個別の収入額で判断します。

(例) 株式の譲渡の対価の額－取得に要した費用＝△10,000 円、配当金収入 100,000 円の場合、100,000 円－10,000 円＝90,000 円を収入とはみなさず、株式譲渡による収入は 0 円とみなし、配当金収入 100,000 円を総収入とみなします。

- ・ 前年以前の繰越控除は、控除する費用には含めません。
- ・ 配当金、分配金、利子等については総額を収入とみなします。
- ・ NISA 口座での取引についても同様の取扱いとなります。

② 取引が年に 1 回の場合（積極的な売買による運用を目的とせず、資産の売却のみを目的とした取引において、売却前後 1 年間取引を行わない場合）は、一時的収入とみなします。

③ 株等の譲渡が 1 年間に複数回行われた場合は、年間の売却額から取得に要した費用を控除した金額の累計と配当金等の収入の合算が認定基準額を超過した時点で、その年の 1 月 1 日に遡り認定取消とします。

〈例〉株等の譲渡が 1 年間に複数回行われ、配当金等の収入もあった場合

譲渡年月	譲渡の対価の額	取得費及び譲渡に要した費用の額等
〇〇年 1 月	400,000 円	150,000 円
〇〇年 4 月	700,000 円	400,000 円
〇〇年 6 月	600,000 円	200,000 円
〇〇年 10 月	500,000 円	300,000 円
累 計	2,200,000 円	1,050,000 円

株取引による年間収入累計 1,150,000 円
+
年間の配当金等収入 250,000 円 } 1,400,000 円

※ 収入額が認定基準額を超過したため取消（取消日は当該年 1 月 1 日）

※1 (2)について、19 歳以上 23 歳未満の被扶養者の収入基準額については、令和7年10月1日からの適用となります。令和7年9月30日以前については、従前の取扱いとなります。

※2 (4)については、令和8年1月1日より認定基準の一部変更を行っております。譲渡の対価の額から取得に要した費用を控除したものを収入とみなす取扱いは、令和7年1月1日以降の取引が対象となります。令和6年12月31日以前については、譲渡額の累計を収入とみなし、取得に要した費用の控除は行いませんのでご注意ください。